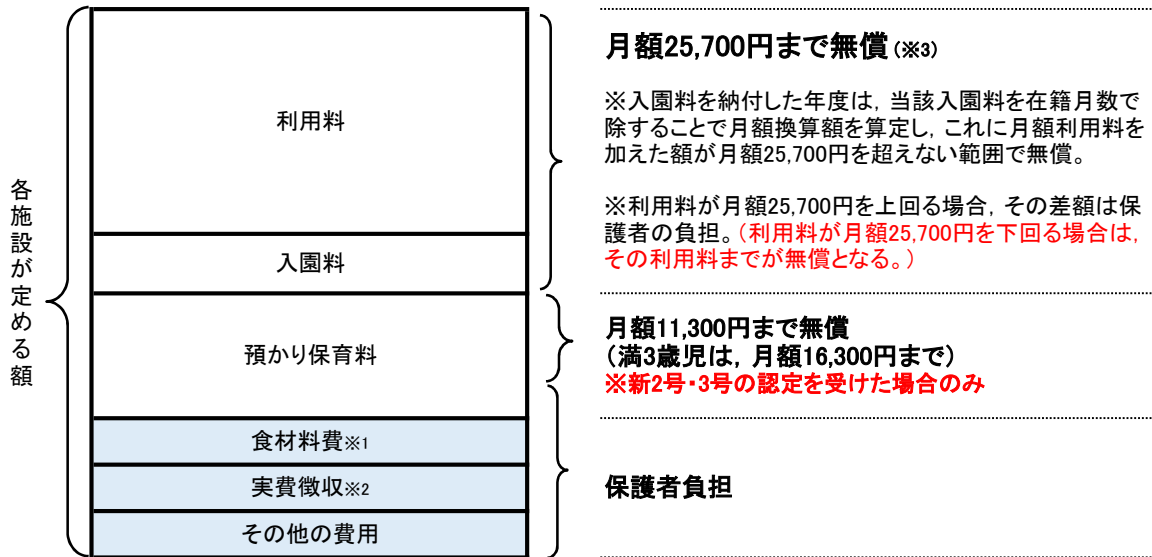
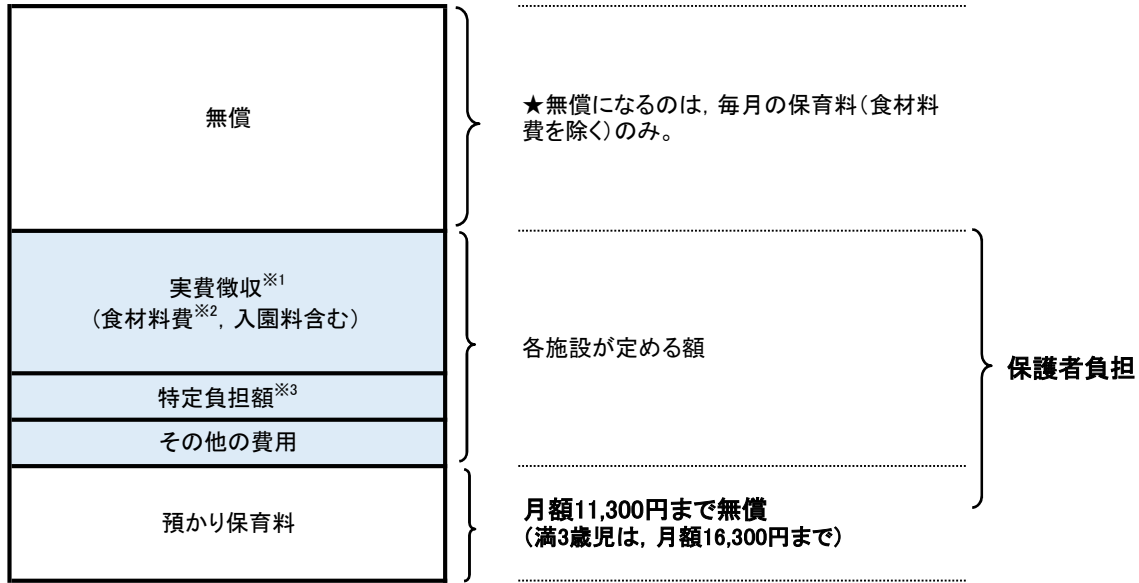


○幼稚園



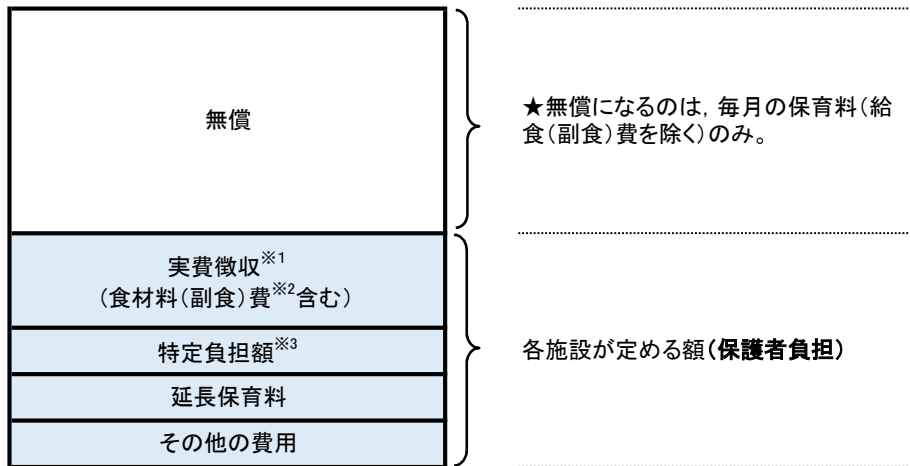
- ※1 年収約360万円未満相当の世帯に属する子ども及び第3子に係る食材料(副食)費は、無料。
- ※2 施設の利用において通常必要とされるものに係る費用で、保護者に負担させることが適当と認められるもの(例:通園送迎費, 行事参加費, 食材料(主食)費など)
- ※3 例1) 月額利用料20,000円, 入園料120,000円で1年間在園した場合
 $20,000円 + 120,000円 / 12ヶ月 = 30,000円$ (月額)
 $30,000円 - 25,700円 = 4,300円$ 保護者負担
- 例2) 月額利用料18,000円, 入園料80,000円で1年間在園した場合
 $18,000円 + 80,000円 / 12ヶ月 = 24,660円$ (月額) (入園料は10円未満切捨て)
 月額上限額の25,700円を下回るため、保護者負担なし。
- 例3) 月額利用料17,000円, 入園料80,000円で半年で退園(在園期間4月~9月)した場合
- ①入園当初 → $17,000円 + 80,000円 / 12ヶ月 = 23,660円$ (月額)
 月額上限額の25,700円を下回るため、保護者負担なし。
- ②途中退園時に再計算を行う(入園料を在籍月数で除して計算するため)
 $17,000円 + 80,000円 / 6ヶ月 = 30,330円$ (月額)
 $30,330円 - 25,700円 = 4,630円$ 保護者負担(1ヶ月あたり)
 →よって、 $4,630円 \times 6ヶ月 = 27,780円$ を保護者負担として園へ支払う必要あり。

○認定こども園の1号子ども



- ※1 施設の利用において通常必要とされるものに係る費用で、保護者に負担させることが適当と認められるもの(例:教材費, 行事参加費, 食材料費など)(徴収していない施設もあります。)
- ※2 年収約360万円未満の世帯に属する子ども及び第3子に係る食材料のうち副食費は、免除。
- ※3 教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価(例:施設整備・維持費, 特定職員配置費など)。(徴収していない施設もあります。)

○認可保育園(公立・私立)及び認定こども園の2号子ども(3歳児～5歳児)



- ※1 施設の利用において通常必要とされるものに係る費用で、保護者に負担させることが適当と認められるもの(例:行事参加費, 食材料(主食)費など)(徴収していない施設もあります。)
- ※2 年収約360万円未満の世帯に属する子ども及び第3子に係る食材料(副食)費は、免除。
- ※3 教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価(例:施設整備・維持費, 特定職員配置費など)。
認定こども園では「入園料」として徴収している場合もあります(徴収していない施設もあります。)